木津川上流流域下水道
木津川上流浄化センター
運 転 管 理 業 務 委 託

（流９上流第13号の１）

入 札 説 明 書

令和８年11月

京都府流域下水道事務所

目　次

1 委託業務の概要 1
1.1 委託業務名称 1
1.2 委託の目的 1
1.3 委託実施場所 1
1.4 施設概要 1
1.5 委託業務の内容 1
2 入札に参加することができない者 3
3 入札に参加する者に必要な資格 3
3.1 単体業者の要件 3
3.2 共同企業体の要件 4
3.3 配置予定技術者 4
4 委託業務の実施に関する事項 5
4.1 総括責任者等の選任 5
4.2 業務の再委託等 5
4.3 委託の継続が困難となった場合の措置 5
4.4 契約に基づく委託の実施状況の監視 5
4.5 契約に基づく委託の実施状況の評価 6
4.6 危機管理対応 6
4.7 業務委託料の支払い 6
4.8 支払の減額等 6
5 入札のスケジュール 7
6 一般競争入札参加資格確認の申請手続 8
6.1 配布資料の入手方法等 8
6.2 確認申請書及び技術提案書の提出 8
6.3 資格確認結果の通知 10
6.4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 10
6.5 配布資料及び設計図書に関する質問回答 10
6.6 現地見学 10
7 入札手続等 11
7.1 入札手続 11
7.2 落札者の決定方法 13
7.3 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 13
7.4 契約書作成の要否 13
7.5 入札保証金 13
7.6 違約金 13
7.7 契約保証金 13
7.8 契約の解除予約及び損害賠償請求 13
8 総合評価に関する事項 14
8.1 審査方式 14
8.2 意見聴取会議の設置 14
8.3 審査等の流れ 14
8.4 評価の視点 14
8.5 審査の方法 14
9 その他 15

参考資料

1　一般競争入札参加資格確認申請の様式
2　技術提案書作成の手引き及び技術提案書の様式
3　業務実施計画書作成要領
4　業務委託契約書(案)
5　要求水準書
6　閲覧用設計書
7　水準書
8　その他参考資料

1 委託業務の概要

1.1 委託業務名称

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託（流９上流第 13 号の１）

1.2 委託の目的

流入水量及び水質に応じて十分に水処理施設の機能を発揮させ、所定の性能基準等に適合した処理ができるようにすること、発生汚泥量に応じ汚泥処理施設等を支障なく能率よく稼働するように維持管理等を行うこと及び水質、水処理、汚泥処理等の記録を行うこと。

1.3 委託実施場所

木津川上流浄化センター	相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地
相楽中継ポンプ場	木津川市相楽高下４
そ　の　他	幹線流量計　５箇所
	幹線管路施設（管渠・人孔）　３幹線

1.4 施設概要

流域下水道名	木津川上流流域下水道
主な対象施設	木津川上流浄化センター
施設能力	全体計画：32,000㎥/日 施設能力：32,280㎥/日
排除方法	分流式
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法（酸素法）＋急速ろ過

対象施設については、設計図書の定めによるものとする。

1.5 委託業務の内容

(1) 契約期間及び業務期間

契約期間は、契約日から令和14年４月30日（以下「契約満了日」という。）までとする。

業務期間は、令和９年４月１日（以下「業務開始日」という。）から令和14年３月31日（以下「業務満了日」という。）までとする。

なお、契約日から業務開始日前日までを業務開始準備期間とし、業務満了日の翌日から最大で契約満了日までを引継期間とする。

ア　業務開始準備期間について

受託者は、自己の負担により、運転管理業務の現受託者から業務の実施に支障を来たさない範囲内において、業務の引継ぎを受けることができる。ただし、受託者は、引継ぎを受けるにあたり、委託者又は現受託者を含む第三者に及ぼした損害について、委託者又は当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

イ　引継期間について

受託者は、業務期間満了日以降に新たに運転管理業務を受託する者から引継事項等の説明及び技術指導の要請があった場合には、これに応じなければならない。

(2) 業務内容

受託者は、下水処理場の運転管理に関して蓄積した知識と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、設計図書に定める所定の性能を担保することを最優先とし、処理場の運営管理を効率的かつ効果的に業務を遂行しなければならない。

受託者が実施する本委託の業務内容及び業務範囲は以下のとおりである。

なお、具体的な内容については、要求水準書に示すものとする

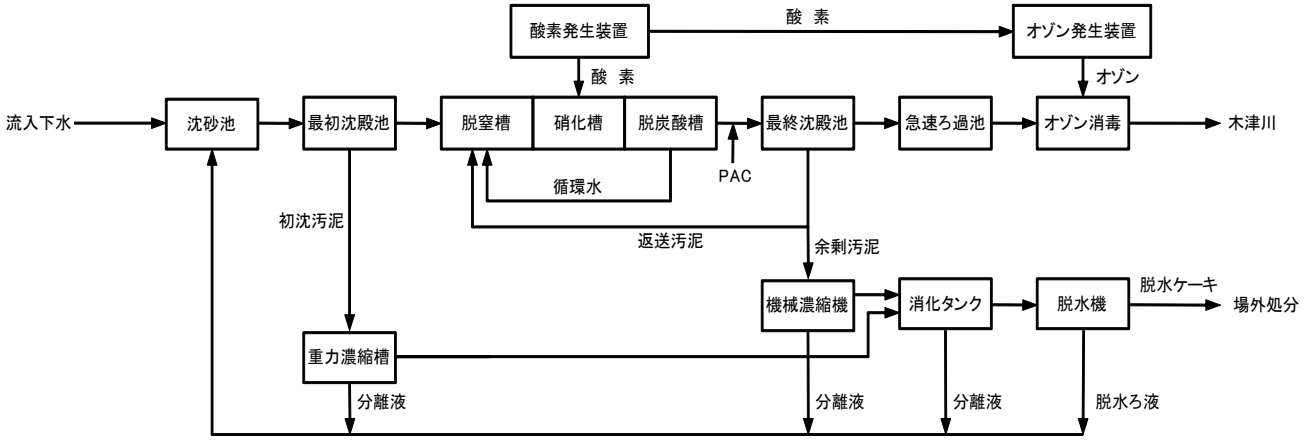
ア　委託施設の運営管理、運転操作及び監視の各業務
イ　委託施設の保守点検及び修繕業務
ウ　水質管理及び水質試験業務
エ　汚泥管理及び汚泥性状試験業務
オ　委託施設に関する施設管理及び物品等調達業務
カ　その他業務

(3) その他

本委託は、性能発注の考え方に基づく包括的民間委託である。

(4) 業務範囲図

ア　木津川上流浄化センター



イ　相楽中継ポンプ場



2 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（１社で入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）又は複数の事業者により構成される共同企業体のいずれでも差し支えないが、以下の要件をそれぞれ全て満たさなければならない。

単体業者にあっては、3.1節に掲げる要件

共同企業体にあっては、3.2節に掲げる要件

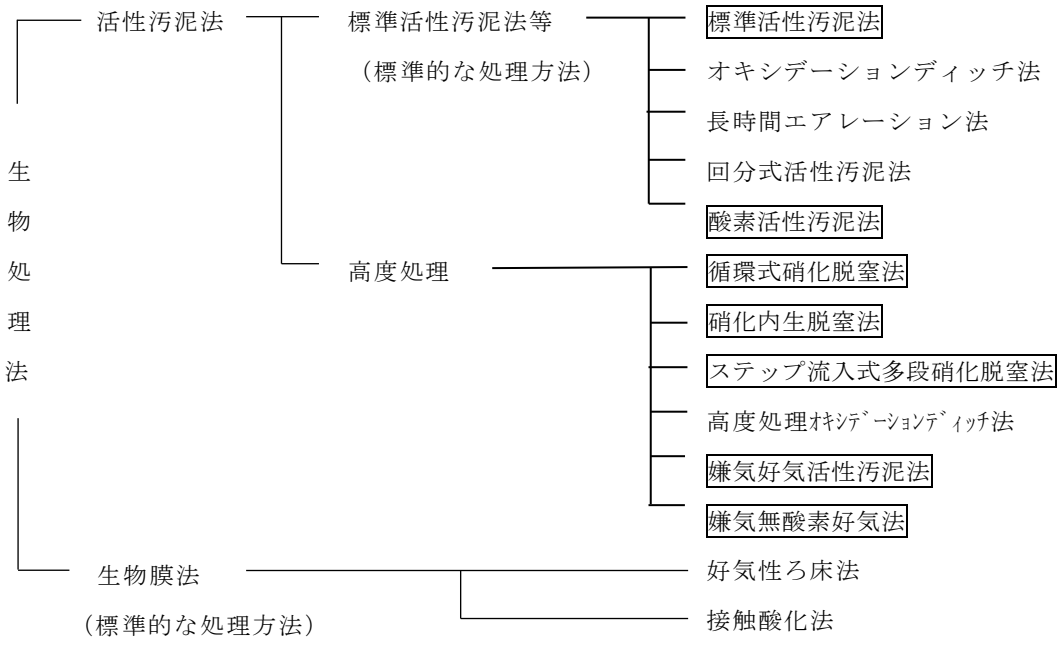
3.1 単体業者の要件

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「ビル管理等」－小分類「特殊施設管理」

(2) 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法（下表の四角囲みした処理法）による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が１日当たり１万立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第６号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、平成23年４月１日から入札参加資格確認申請の日までに、元請けとして通年で１年以上の履行実績を有する者（契約中のものを含む。）であること。

下水処理に係る生物処理法の分類



（出典「下水道施設計画・設計指針と解説」）

(3) 緊急時の初期対応として、２時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

なお、２時間以内に応急復旧を開始する体制とは、木津川上流浄化センターでの緊急時に、通常の交通手段（車や鉄道など）を用いて２時間以内に緊急事態に対処できる職員を必要な人数だけ派遣できる場所（上下水道処理に関する業務を行っている場所、営業所等）が

あり、かつ、その場所に受託者の技能及び技術職員等について複数名が恒常的に確保出来ていることをいう。

(4) 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第22条第２項に規定する資格を有する者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

(5) 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第22条第２項に規定する資格を有する者(以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で２名以上配置することができる者であること。

(6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第２条第１項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

(7) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止となされていない者であること。

(8) 技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。

3.2 共同企業体の要件

(1) 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の２者により自主的に結成されたものであること。

(2) 代表者及びその他の構成員の出資比率はそれぞれ30パーセント以上であり、代表者の出資比率が最大であること。

(3) 技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。

(4) 代表者及びその他の構成員のいずれかが3.1節の(3)の要件を満たすこと。

(5) 各構成員は、3.1節の(1)、(6)及び(7)の要件を満たすこと。

(6) 各構成員は、それぞれに副総括責任者を業務場所に専任で１名以上配置することができること。

(7) 代表者は、3.1節の(2)及び(4)の要件を満たすこと。

(8) その他の構成員は、次の履行実績を有する者であること。

地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第２条第６号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、平成23年４月１日から入札参加資格確認申請の日までに、元請けとして通年で１年以上の履行実績を有する者（契約中のものを含む。）であること。

3.3 配置予定技術者

(1) 総括責任者

ア　終末処理場の維持管理業務における業務全体の責任者として、職務総括の管理能力がある者であること。

イ　下水道法施行令第15条の３各号に規定するいずれかの資格を有する者であること。

(2) 副総括責任者

ア　総括責任者を補佐し又は代行ができ、担当業務の責任者として的確な判断ができる管理能力がある者であること。

イ　下水道法施行令第15条の３各号に規定するいずれかの資格を有する者であること。

(3) 共通

全ての配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

4 委託業務の実施に関する事項

4.1 総括責任者等の選任

受託者は、本委託の実施に当たり、総括責任者及び副総括責任者を選任し、書面により委託者へ通知しなければならない。

4.2 業務の再委託等

受託者は、本委託の実施に当たり、本委託の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に委託者の書面による承諾を得たときは、一部を再委託することができる。

なお、この場合、受託者は、当該第三者に対してこの契約に定める受託者の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について委託者に対し責任を負うものとする。

4.3 委託の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の契約不履行の場合

ア　受託者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び受託者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、委託者は、受託者に対して改善通告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。受託者が是正勧告を受けた場合、委託者は受託者が当該業務の改善を行うまでの間、当該是正勧告の対象となった期間に対応する委託費の支払いを留保する。受託者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、委託者は、契約を解除することができる。

イ　受託者（共同企業体にあってはその構成員を含む）が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられる場合、委託者は契約を解除することができる。

ウ　上記ア又はイにおいて、委託者が契約を解除した場合、受託者は原則として原状回復義務を負うほか、受託者は、違約金を委託者に支払い、また、これにより生じた損害を委託者に賠償しなければならない。

(2) 委託者の契約不履行の場合

ア　委託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約の解除を申し入れることができる。

イ　上記アにおいて、受託者が契約を解除した場合、委託者は、これにより生じた損害を受託者に賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

不可抗力その他委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、委託者及び受託者双方は、委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をすることにより、委託者及び受託者は、契約を解除することができる。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の精算方法の詳細等は、契約書で規定する。

4.4 契約に基づく委託の実施状況の監視

本委託の実施に際しては、委託者は、契約に基づき、受託者により提供されるサービスの履行確認等のため、本委託の実施状況の監視を行う。

また、受託者は、自ら作成した「監視チェックリスト」を用いてセルフモニタリングを行い、日報、月報及び年報等の報告書を作成すること。

委託者又は委託者が選任した第三者機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

4.5 契約に基づく委託の実施状況の評価

委託者は、契約に定める「契約基準」及び「技術提案書記載事項」について実施状況を評価する。

4.6 危機管理対応

受託者は、危機管理事象が発生した場合、委託者が定めた「流域下水道危機管理要領」に即して対応すること。

なお、危機管理レベルの高いときには、受託者は委託者の指揮監督を受けるものとする。この場合、受託者は、委託者の指示に従い対応し、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。

4.7 業務委託料の支払い

(1) 契約金額の年度割額

契約金額の年度割額は、設計図書に示す構成比率に応じて按分した額とし、千円未満を四捨五入する。端数が生じたときは、年度間で端数調整を行う。

固定費と変動費の内訳についても、年度割額と同様の計算方法とする。

(2) 委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。

業務委託料 ＝（固定費）＋（変動費）

（変動費）＝ 変動費原単位 × 流入水量（実績値）

ただし、いずれも取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。

なお、固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

(3) 業務委託料は月払いとする。各月の業務委託料の算定は、次のとおりとする。

なお、算定した各月の固定費及び変動費の１万円未満は切り捨てるものとし、切り捨てた端数は、当該会計年度最終月の委託料に加算するものとする。

（固定費）＝各年度の固定費を１２月で除した額（ただし、減額措置がある場合はこの限りではない。）

（変動費）＝各年度の４月から当該月までの流入水量の累計（実績値）に当該月に対応する契約書記載の流入水量１㎥当たりの単価を乗じた額から当該年度中の当該月前月末までの既支払額を差し引いた額

(4) 業務委託料の支払いに当たっての手続きは、次のとおりとする。

ア　受託者は、月ごとに月間業務報告書を作成し、遅滞なく委託者に提出する。

イ　委託者は、月間業務報告書受領後 10 日以内に、履行の完了を確認する。

ウ　受託者は、委託者の確認後、委託者に請求書を送付する。

エ　委託者は、受託者からの請求書を受領後 30 日以内に、業務委託料を支払う。

4.8 支払の減額等

契約に定める「契約基準」又は「技術提案書記載事項」を充足していないことが判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。

なお、詳細については、契約書において定めるものとする。

5 入札のスケジュール

手　　続	期間・期日・期限	手続詳細
資料の配布期間	令和８年11月13日(金)から令和８年12月11日(金)まで	6.1節
設計図書、開示資料の貸出受付期間	令和８年11月13日(金)から令和８年12月11日(金)まで 日曜日、土曜日及び祝日を除いた午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)	6.1節
確認申請書等の受付期間	令和８年12月７日(月)から令和８年12月11日(金)まで 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) 郵送による場合は、提出期間内に必着させること。	6.2節
技術提案書の受付期間	同　上	6.2節 詳細については、技術提案書作成の手引きを参照のこと
京都府競争入札参加資格者名簿への登録申請	令和８年11月20日(金)午後５時まで その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。	6.2節
入札参加資格確認通知	令和９年１月26日(火)までに通知する	6.3節
入札参加資格がないと認められた者に対する理由（欠格理由）の説明	欠格理由の説明の申込期限： 通知受理日から令和９年１月27日(水)午後４時まで 欠格理由の回答： 令和９年２月２日(火)までに行う	6.4節
質問の受付	参加資格に関する質問： 令和８年11月25日(水)午後５時まで 開示資料、設計図書に関する質問： 令和９年１月14日(木)午後５時まで	6.5節
質問の回答	参加資格に関する回答： 令和８年11月30日(月)までに流下ＨＰに掲載する 開示資料、設計図書に関する回答： 令和９年１月20日(水)までに流下ＨＰに掲載する	6.5節
現地見学会	申込期間： 令和８年11月13日(金)から令和８年11月25日(水)まで 日曜日、土曜日及び祝日を除いた午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。) 現地見学会開催期間： 令和８年12月３日(木)から令和８年12月４日(金)まで 日程回答： 令和８年11月30日(月)までに連絡する	6.6節
入札日時	令和９年２月３日(水)午前10時 郵送による場合は、令和9年2月2日（火）午後5時までに必着させること。	7.1節

注）都合により入札日時を変更する場合は、入札２日前までに連絡する。

6 一般競争入札参加資格確認の申請手続

6.1 配布資料の入手方法等

(1) 契約条項を示す場所､配付資料の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836　京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口１
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号　（075）954-1877
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号（075）955-2224

(2) 入札説明書等の交付期間

令和８年11月13日（金）から令和８年12月11日（金）まで
原則として、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。

(3) 設計図書及び開示資料の閲覧

設計図書（委託額を積算するために作成した図書を指す。）及び開示資料（要求水準書において示すものを指す。）については、(2)の期間中（午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に、(1)の場所で閲覧することができる。

なお、当該データを保存したＣＤの貸与を希望する場合は、当該期間中に(1)の場所において貸与申込みを受け付ける。

6.2 確認申請書及び技術提案書の提出

入札に参加を希望する者は、確認申請書、一般競争入札参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし､共同企業体の申請に当たっては､当該共同企業体の代表者が構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和８年 12 月７日（月）から令和８年 12 月 11 日（金）まで

(2) 提出場所

6.1節の(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

ア　持参の場合

(1)の提出期間中の午前９時から午後５時までの間（正午から午後１時までを除く。）に提出すること。

イ　郵送の場合

郵便書留等の配達記録が残る方法で、提出期間内に 6.1 節の(1)の場所に必着させること。

(4) 提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式１）
イ　入札参加者の概要調書（別記様式１－２）
ウ　共同企業体にあっては、共同企業体委任状（別記様式２）
エ　共同企業体にあっては、共同企業体協定書の写し
オ　京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し
　構成員全てについて提出が必要である。
カ　同種業務の受託実績調書（別記様式３）
　3.1節の(2)（共同企業体のその他の構成員にあっては、3.2節の(8)）に掲げる受託

実績を１件以上記載すること。

キ　同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

オに記載した案件全てに係る契約書等の写し又は発注者が発行する証明書並びに下水の処理方法、処理能力水量及び委託業務の内容等が判明できる図書の写しを提出すること。（契約書等の写しは、契約の概要が記載された該当頁を適宜抜粋し、提出して差し支えない。）

ク　緊急時の初期対応拠点の概況表（別記様式４）

緊急時の初期対応として、２時間以内に応急復旧を開始するための初期対応拠点となる場所、体制表及び拠点の業務内容を記載すること。

ケ　配置予定技術者調書（別記様式５）

配置予定技術者（総括責任者１名及び副総括責任者２名以上）について、3.1節の(4)又は(5)に掲げる資格並びに業務の従事経験を記載すること。

また、資格要件を満たしていることを判断できるものとして、当該配置予定技術者の資格を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し（健康保険証の写し等）及び配置予定技術者の実務経験として記載した業務に従事したことが判明する図書（体制表、組織図等）の写しを添付すること。

なお、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、3.3節に掲げる配置予定技術者の区分に応じて、それぞれ最低配置人数以上を記入することができる（この場合、予備候補者であることが判別できるように付記すること。）が、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。業務実施に当たって、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者の変更が認められるのは、技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない特別な場合に限るものとする。

コ　国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明書

１年以内のものであって、直近のものであること。

なお、登録証明書は、構成員全てについて提出が必要である。

サ　取引使用印鑑届（別記様式６）

シ　権限を営業所長等に委任する場合にあっては、委任状（別記様式７）

ス　技術提案書

技術提案書の作成については、「技術提案書作成の手引」を参照すること。

(5) その他

ア　申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　提出書類は、原則としてＡ４判で作成し、申請書等（添付資料及び技術提案書を記録したＣＤ－Ｒを含む。）は各１部ずつ提出すること。

ウ　紙による提出申請書類にはインデックスを付しておくこと。

エ　虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

オ　3.1 節の(1)に掲げる資格を有していない者は、次により資格審査を受けることができる。詳細については、以下の問合せ先に問い合わせすること。

(ｱ) 提出期限

令和８年 11 月 20 日（金）午後５時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(ｲ) 資格審査に関する文書の入手先

原則として、京都府ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

(ｳ) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話番号（075）414-5442

ファクシミリ番号（075）414-5450

6.3 資格確認結果の通知

入札参加資格を確認した後、５節に示す期日までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

6.4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、府に対して、任意の様式による書面を５節に示す欠格理由の説明の申込期限(午前９時から午後５時まで(閉庁日及び正午から午後１時までを除く。))までに、6.1節の(1)の場所へ持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、５節に示す欠格理由の回答期限までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

6.5 配布資料及び設計図書に関する質問回答

入札参加資格並びに仕様書、契約書(案)及びその他の設計図書（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない質問又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質問

質疑書（別記様式７）に要点を簡潔かつ明確に記載し、５節に示す期日までに、ファクシミリで6.1節の(1)の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答

５節に示す期日までに、京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

6.6 現地見学

入札に参加を希望する者で、業務場所の見学を希望する者は、５節に示す期日までに、6.1節の(1)の場所へファクシミリで申込みを行い、電話等で受信確認を行うこと。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

なお、現地見学会の具体的な日時は、決定後申込者に連絡するが、希望する日時とならない場合がある。（５節に示す開催期間中のいずれかの日となる。）

また、現地見学の対象施設は、原則として、1.3節に示す委託実施場所のうち、木津川上流浄化センターのみとする。

7 入札手続等

7.1 入札手続

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア　日時：令和９年２月３日（水）午前10時

イ　場所：京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口１
　　京都府流域下水道事務所２階入札室

ウ　郵送による場合の入札書の受領期限等

(ｱ) 受領期限
　令和９年２月２日（火）午後５時

(ｲ) 提出先
　6.1節の(1)に同じ。

(ｳ) その他
　書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、受領期限までに必着させること。

(2) 入札の方法

ア　この入札は、業務上の技術提案を受け付け、価格以外の要素及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札である。

イ　入札者（共同企業体の場合は代表者。以下同じ。）は、入札書（別記様式８）及び委託費内訳書を持参又は郵送することとし、電送による入札は認めない。

ウ　代理人により入札をしようとするときは､委任状(別記様式９)を提出することとする。この場合、入札書には、入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

エ　入札書は、必要事項を全て記入して封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に、氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「（1.1節の委託業務名称）入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。ただし、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

オ　郵送により入札を行う場合は、入札書は二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」と朱書きし、中封筒には入札書及び委託費内訳書を入れ、封筒の開口部を全て封印し、親展で郵送すること。（代理人名で提出するときは、委任状を表封筒に同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。）
　また、再度入札の入札書は、入札書とともに郵送するものとし、入札書とは別の中封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「（1.1節の委託業務名称）再入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。
　なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

カ　資格審査の結果、資格を有すると認められたものが１名であっても、原則として入札を執行する。

キ　入札執行回数は、２回までとする。

ク　確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
　また、入札時刻に遅れたときは入札に参加することができない。

ケ　入札書の記載事項を訂正する場合は､当該訂正部分について押印しなければならない。
　なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

コ　入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

サ　提出した内訳書等は返却しない。

(3) 入札書に記載する金額

　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とすること。（間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。）

また、入札書には、固定費と変動費の内訳についても記載し、変動費単価については、変動費の額を処理水量で除した額とし、小数点第４位以下を切り捨てて小数点以下第３位まで記入すること。

(4) 委託費内訳書

ア　入札書の提出に併せ、委託費内訳書を提出すること。

イ　委託費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ　委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、1.1節の委託業務名称及び商号又は名称のみを記載すること。

エ　委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ　再度入札を行う場合は、委託費内訳書の提出を要しない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を6.1節の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は再度の入札に加わることができない。

ア　２節に掲げる者又は３節に掲げる資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク　入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ　入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

コ　その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(9) 再度入札

ア　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、速やかに再度入札を行う。

なお、入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

イ　当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。
ウ　再度入札は、(2)から(8)までの方法により行うものとする。
エ　再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7.2 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第９号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

7.3 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7.4 契約書作成の要否

要する。
落札者は、落札後７日以内に契約関係書類を提出しなければならない。

7.5 入札保証金

免除する。

7.6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

7.7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

7.8 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

8 総合評価に関する事項

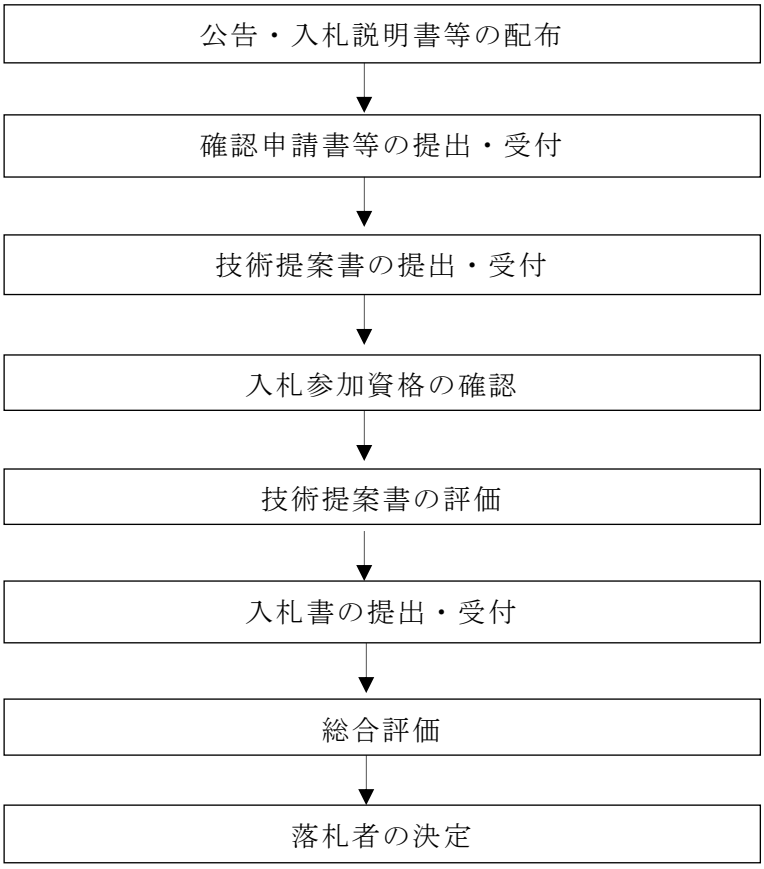
8.1 審査方式

受託者の選定に当たっては、入札金額と技術提案書の内容を評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。（地方自治法施行令第167条の10の２を適用。）

8.2 意見聴取会議の設置

本委託業務の落札者決定基準策定に係る意見の聴取及び当該落札者決定基準に基づく落札者の決定に係る学識経験者の意見聴取を行うため、地方自治法施行令第167条の10の２第４項の規定による意見聴取会議を京都府建設交通部に設置する。

8.3 審査等の流れ



8.4 評価の視点

技術提案書における評価の視点は、「技術提案書作成の手引」を参照すること。

8.5 審査の方法

(1) 総合評価の方法

技術提案書に記載された内容について審査し、評価項目ごとの評価点を算定する。

技術提案書の評価項目ごとの得点の合計点（標準点＋加算点）と入札金額から算定した総合評価値が最も高い入札者を選定する。

(2) 総合評価値

総合評価値は、次の計算式により算定する。

総合評価値＝（標準点 10,000 点＋加算点 1,500 点）／入札金額

(3) 評価項目の配点

技術提案書の評価項目の配点は、次のとおりとする。

抽出項目		評価項目	配　点	
大分類	小分類		大分類	小分類
基礎的技術力	組織の資格・実績	入札参加者保有資格等	200	50
		入札参加者受託実績		50
	配置技術者の資格・実績	配置技術者保有資格		50
		配置技術者従事実績		50
特定テーマ対応技術力	水質管理対応	放流水質に関する対応	800	200
	汚泥管理対応	汚泥処理に関する対応		200
	地域生活環境対応	周辺環境等の保全に関する対応		100
	省エネ・温室効果ガス削減対応	省エネ・温室効果ガス削減に関する対応		150
	保守・管理対応	保守・管理に関する対応		150
組織におけるマネジメント	水質リスクに関するマネジメント	放流水質基準に対するリスクマネジメント	400	200
	クライシスに関するマネジメント	自然災害に対する危機マネジメント		200
地域貢献	地域貢献	地域貢献	100	100
合 計			1,500	1,500

9 その他

(1) 前各節に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 入札者は、この入札説明書のほか、入札公告、要求水準書、設計図書及び契約書（案）を熟読し、京都府工事等入札心得を遵守すること。
(3) この入札に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
(4) 共同企業体の名称は、「○○・△△共同企業体」とすること。
(5) 令和９年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
(6) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
(7) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者に指名停止措置を行う。